

Title	ドイツ(再)統一の評価をめぐって
Sub Title	
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.169- 186
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ（再）統一の評価をめぐつて

原信芳

はじめに

小稿は東西ドイツ統一をめぐるわが国の学界状況を概観し、若干の私見を述べるものである。もとより今回の統一に関しては、本国ドイツならびに欧米諸国の研究動向を整理しなければならないのであるが、ドイツに限つてみてもつぎつぎと新しい文献が呈示されてくるため、とてもフォローしきれず途中で諦めてしまつたというのが、偽らざる実状である。とりあえず、ここでは邦語の研究に限定し、それを踏まえた上で統一およびその過程について些かの私見を加えてみたい。

両独統一が再統一 (Wiedervereinigung) なのか新統一 (Neuvereinigung) なのかといふ性格規定については、法学者や法制史家の間で難しい論議があるが、表題はたゞドイツには余りよい思い出がないせいもあるのかもしけだプロイセンによる統一と区別するためのものであり、この問題に対しても一定の立場を表明しているわけではない。また諸論稿のなかには、「対等な立場に立つた東西ドイツの国家統合」という誤ったイメージを避けるため「に統一に「」が付される場合がある。それはそれで尤もなことではあるが、小稿では、現実の国際政治において対等な立場に立つた国家統合などあり得ないという見地から、統一という語に特別な処置はしない。旧東ドイツ (DDR) が旧西ドイツ (BRD) と対等な立場であれば、そもそも統一はなかつたであろう。

さて、わが国の学界ではとりわけ歴史学者が、他の学の研究者よりも統一に厳しい評価を下しているように思われる。歴史家にとつては、ベルリンを首府とする統一ドイツには余りよい思い出がないせいもあるのかもしけ

ない。それはともかく、統一に否定的な研究者の主な論点は、(1)統一の政治的プロセス、とくに一九九〇年三月のDDR総選挙、(2)統一後の東ドイツの経済状態、(3)排外主義の台頭の三点にまとめることができそうである。したがって、小稿もこの三つの論点に対応して議論をすすめてゆく。この他にも、文化、教育、女性問題など重要な視点が残されているが、それらについては註(1)に示した各参考文献を参照していただきたい。

(小稿は一九九二年一一月一四日に青山学院大学でおこなわれた西洋近現代史研究会第一八〇回例会での報告をまとめたものである。)

(1) 統一の政治的プロセス

本論に入る前に、民主政治と自由選挙の意味を限定しておく。小論は民主政治という語に価値判断を含ませず、ただその制度的機能だけを問題にする。つまりここでは民主政治とは政治決定における多数決を意味し、それ以上でもなければ、それ以下でもない。また複数の政党の存在が認められた状況、すなわち言論、思想、結社などの自由が保障された状況のもとでおこなわれる選挙は自由選挙であり、その結果は民意をあらわしているとみな

す。ただしこの場合の民意とは、あくまで没価値的なものであつて善し悪しは論外である。そして諸政党ならびに立候補者は、有権者のもつ票を獲得するために、選挙法という一定のルールに従いながら、投票市場において自由競争を繰り広げる。「民主主義は大衆への影響力をめぐる自由競争」⁽⁴⁾ という伊東孝之氏の定義も、多分この謂であろう。

このように考えれば、一九九〇年三月におこなわれたDDR総選挙は自由選挙であつた。選挙結果はここで繰り返して述べるまでもあるまい。ついで同年八月DDR人民議会は、ボン基本法第二三条に基づく統一を、賛成二九四、反対六二、棄権七で可決したのである。⁽⁵⁾ この緯からして、東西ドイツの早期統一は、良い悪いの判断は別としてDDR国民多数の民意だつたといつてよい。この選挙結果については、「理性よりも感情的・感覚的な選択」⁽⁶⁾ だつたという評価がある。そうかもしれないし、そうでないかもしれない。それはわからないが、選挙には非理性的な要素はつきものである。政党や候補者は投票市場において、票を得るために利益誘導もやるし、有権者のセンチメンタリズムに訴えることもある。それが選挙というものであり、政党や候補者の言動を吟味す

るのも、有権者の能力、責任のうちであろう。ただし、四〇年にわたって翼賛選挙しか知らなかつたDDR国民はそうした政治的トレーニングを受ける機会を与えられぬままに、いきなり自由選挙に向きあうというハンディを負つていたことは考慮にいれなければならない。それでも、早期統一に反対する方が、より理性的な選択であつたかどうかは、そう簡単には決められない。ドイツ連合の獲得した票と民主社会主義党（PDS）が獲得した票どちらが、より理性的でどちらがより感情的だったのか、その判断をするのはまだ時期早尚だろう。PDSには「将来の急速な変化にたいする危惧をもつ民衆」が投票したであろうが、それだけでもなかろう。ある有権者がある政党、候補者に投票するときには、両者の間に利害の一致があるとみなすことができる。とすればPDSの得票の内容については、「将来の急速な変化にたいする危惧をもつ民衆」だけでなく、「旧体制の受益者層」をもみなければならぬといふ伊東氏の指摘は正当である。ドイツ連合の勝利を「うす汚れた勝利」⁽⁹⁾というならば、PDSの得票は「汚れて」いないだろうか。ドイツが統一すれば、旧悪を暴かれる危惧をもつ人々がこの党に入れなかつたとはいえない。ある。

ドイツ（再）統一の評価をめぐつて

ドイツ統一はDDR国民多数の民意であつた。かくて現われた民意を民意として認めなければ民主政治は成立しない。もちろん、多数決による決定が正しいという保障はない。だから人民には抵抗権がある。しかし多数決で少数派になつた側は、自分たちが民意を得られなかつたことをいつたんは認め、結果に不満があれば議論、説得という手段を通じて自分たちが多数派になることによつて、この決定を覆す努力をしなければならない。さもなければ、民主政治のシステムの外に出るしかない。つまり革命である。現実には、DDRの独立を守るために蜂起する者はいなかつた。少数派も民主政治のシステム内にとどまつたことになる。

それにしても、統一に至るまでに旧西ドイツから旧東ドイツに様々な働きかけがあつたことは事実である。それは三月のDDR総選挙の際に頂点に達する。旧東独円卓会議は、旧西独諸政党の応援を拒否する決定をおこなつたが、東のCDUも東のSPDもこれに従わず、それぞれ西の友党から支援を仰いだ。⁽¹⁰⁾これを批判する論考もあるが、東の諸党の態度は必ずしも不当とはいえない。円卓会議がDDRの自由化に果たした役割は、正当に評価されなければならないが、円卓会議そのものは法的地位

位が不明確である。内閣でもなければ、議会でもない彼らがDDR国民の民意を代表していたとはいえない。かかる院外組織の決定が、国民を拘束するとなれば、それはそれで民主政治にとつて危険なものとなりかねない。

これは円卓会議に集つた人々の個人としての良識、見識とは自ずと別問題である。さらに主権国家の国内管轄事項に対する不干涉原則は、人権問題と深くかかわるとともに、時代によつても微妙に変化する。⁽¹¹⁾ 内政干渉の概念は主観的、政策的に用いられることがあるので、西の諸政党の行動が内政干渉に当たるかどうかの判断は、ここでは控えたい。ただDDRの有権者には、西の友党からの支援を受けた東の諸政党に勝たせないという選択も可能であったという指摘はしておきたい。さらに円卓会議がつくつた憲法草案は、⁽¹²⁾ 総選挙後に召集された新人民議会によつて審議を拒否された。⁽¹³⁾ この憲法草案の内容批評は小論ではおこなわないが、審議をされなかつたこともまた民意といえよう。そもそも円卓会議の活動は自由選挙の実施までと限られていたのだから、新人民議会が成立した以上は、後事は民意の代表者たる議会に委ねるのが妥当である。円卓会議が民主政治のシステム内で、彼らの憲法草案を成立させたければ、議会内で自らが多数

派になるしかない。

一方コール政権のDDRに対する態度が批判的に取り上げられることもある。石田勇治氏はつきのようにいう。「人民議会選挙を控えた1カ月半余り、コール政権の東独への対応は驚くほど冷淡であつた。止むことのない越境者に相変わらず歓迎金を与える一方で、東独への緊急経済援助を拒み続けたのである。国内の抜本的民主化を引き起こした改革派がモドロウ政権に加わり（一月二八日、「国民責任内閣」発足）、円卓会議が援助を懇請したにもかかわらず、コールはそれを拒んだ。⁽¹⁵⁾」この指摘は事実である。だから私はこのコメントを否定はしない。だが、事態をより相対化し、複眼的にみた方がよいとは思う。越境者は彼らの意志で越境したのであって、強制されたわけではない。DDR政府あるいは円卓会議は、彼らを説得して越境を止めさせる努力をしなければならないのであつて、彼らがそれを振り切つてでも西へ行きたいというならば、それは止むを得ないだろう。もはや銃で撃つことはできないのだから。また「抜本的民主化」という言葉が何を意味するのか不明であるが、「壁」が開放されてわずか数か月でDDRは本当に「抜本的」に「民主化」されたといえるのだろうか。さらに一般論

として、借金の申し出を断わつたからといって非難されねばならぬ謂ではない。四〇年にわたつて粉飾決算を続け、まともな財務諸表もないような企業に無条件で融資する銀行家はよほどのお人好しである。コールが冷たいというならば、口は出すな、金は出せというモドロウや円卓会議は虫がよすぎるという見方もできよう。ましてやコールは学校の先生でもないし、教会の神父でもない。政治家である。CDUの党首でブンデスカンツラーである。そして彼の政治目標はドイツ統一である。道徳的問題はさておくとして、彼の政策選択は目的合理的だつた。しかも、あの時点でペレストロイカの行方はなお不透明であり、ゴルバチョフが失脚し守旧派が政権を奪取し、その結果ソ連がドイツ統一に反対して軍事介入する危険性も考えられたのである。私は現段階で政治家コールの評価を決定するつもりはないが、彼が統一を急いだことは、国際政治上の力学も働いていたと思う。ドイツ統一は私たちが、日本から見ていたよりもはるかに薄氷を踏む思いでおこなわれたようである。このように考へれば、コールのDDRに対する冷淡な態度は、驚くほどのことではない。「政治は可能性の技術」、「意図は可能性の「函数」なのである。

ドイツ（再）統一の評価をめぐつて

ドイツ統一には、なお不可解な部分が少くないし、コール政権からの働きかけは、懷柔ともいいうべきもので、倫理的には問題が残る。しかしそれでもやはり、統一はDDR国民多数の民意の結果であつた。民意と呼ぶのに抵抗があるならば、民衆のエネルギーといつても構わない。日本から外在的な批判をぶつけるよりも、この民意、エネルギーのよつて来るところ、その内容を考えることの方が肝要であろう。そのためには、DDRの過去が再検討されねばならず、そこにこそ歴史家の出番もやつてくる。当たり前のことだが、歴史家が一番腕を振えるのは、やはり歴史に対したときである。その意味で、「等身大の東独史が冷静かつザハリッヒに論議されるよう切に望まれる。」⁽¹⁷⁾ という木戸衛一氏の言葉に同意する。D DRを否定するために歴史研究も、DDRを弁証するためにする歴史研究もともに排して、「等身大」であるための歴史研究こそが、統一へと向かつたエネルギーの何たるかを教えてくれるような気がする。ただしそのような冷静な東独史像は、「東ドイツをドイツ史のなかすべての進歩的な伝統の繼承者、完成者」ととらえるアприオリズムからは、決して生まれてこないであろう。

(2) 統一の経済的不可避性

つぎにドイツ統一が、経済的に可避であったか、それ

とも不可避であつたかについて論じたい。ヴエルナー・カンペーターによれば、一九五〇年代、六〇年代には両ドイツの経済的パフォーマンスの水準にそれほどの差はない、ともにフォード・システムを採用していた。⁽¹⁹⁾ それが七〇年代、八〇年代を通じて大きな格差を生じる。すなわち石油危機の後、BRDが経済のソフト化、省エネ化、ハイテク化を図ったのに対しても、DDRは、このような転換を怠つた。一言でいえば、社会主義の計画経済は世界経済の構造転換に対応できなかつた。⁽²⁰⁾ 七〇年代、八〇年代のDDR経済のパフォーマンスを統計でみると、生産国民所得と工業生産はともに二倍以上、この間、産業構造に変化なく、物価は一定で完全雇用だつたことになる。⁽²¹⁾ どのような政策をとればこのような状態が実現可能なのか、理解に苦しむ。「逆ザヤ補填」をはじめとするDDR経済の様々な非合理性は、予算のなかで糊塗される。かくしてDDRの財政は、「矛盾のふきだまり」⁽²²⁾ と化したのである。石油危機後、ソ連産原油の供給価格が国際価格にスライドされるようになつたことも、DD

R経済の足を引っ張つた。両ドイツ基本条約はDDRの国際的地位を向上させたが、同時にBRDへの経済依存を促した。⁽²⁴⁾

一九八〇年代、DDRは累積した対外債務、財政赤字、不良国営企業、生産設備の陳腐化、技術の停滞、インフラの未整備、深刻な環境破壊などに悩んでいた。これらの難問を抱えたまま、DDRの独立を保ちつつ（換言すれば東マルクを維持したまま）経済再建を成し得たであろうか。DDR経済の再建のためには、通貨に交換性をもたせ、さらに事業を起こしたり、拡張するために、資本市場を整備しなければならず、競争力を有する輸出商品も必要となろう。要するに、社会主義を放棄するわけで、これは価値観の大転換を意味する。DDRがこのような変動に耐えられたとは思えない。しかも国際環境もDDRに不利である。DDRが全貿易の七〇%を依存していた社会主義経済圏は崩壊し、一九九一年からはコメコン貿易経済決済も振替ルーブルから硬貨建となつた。DDR経済の再建には、BRDやEC諸国からの金融支援、技術援助が不可欠であるが、西ヨーロッパが支援しなければならないのはDDRだけではない。一九九〇、九一年に連邦政府予算の一〇一・五%（グロス）が旧東

独地域再建のために支出されたが、もしも統一していなければこれだけのDM資金がDDRにもたらされただろうか。西側から最も援助を引き出しやすい形が、統一であつた。たとえ一旦は国家連合という形式をとつたとしても、いずれ東が西に吸収されるという結果に変わりはないなかつたろう。「ひとつの文化国民の両ドイツ国家連合」⁽²⁶⁾は、ヘルダーの理念を根底にして格調高く良心的であつても、リアリティーに欠ける。「グラスの両獨國家連合」⁽²⁷⁾の主張は、東独が西独と国家連合を形成し得るような、国家として支配を維持する現実的な基盤を喪失していた点を見過していたようと思われる。⁽²⁸⁾「人間らしい生活」を保証するシステムとしての社会主義の再生⁽²⁹⁾、「自由で人間的な社会主義」⁽³⁰⁾あるいは「第二の道」⁽³¹⁾といつても、それがどのようなもので、どのようにしてそこに至るのか示すことができなければ、現実味がなかろう。BRDに依存してゆこうとするドイツ連合は問題外としても、PDSや円卓会議は独自の経済再建計画をもつていたのか、寡聞にして私は知らない。

統一が経済復興への近道だとして、その具体的な方法であるが、これにはソフト・ランディング式と胴体着陸

ドイツ（再）統一の評価をめぐって

式の一通りある。⁽³²⁾前者はDマルクと東マルクの交換レートとなるべく実勢価格に近く設定し、東の経済体制を漸進的に西のそれにすり合わせてゆこうとするものである。ソフト・ランディングといえば聞こえはいいが、このやり方で東地域の混乱をより小さくできるとは思えない。カンペーネーによれば、交換レートが一・六ほどであれば、東の企業はなんとか競争力を維持できる。しかしDRの賃銀水準はBRDの約三分の一だから、この場合通貨統合後の東の賃銀水準は西の一八分の一ということになり、東から西への大規模な労働力移動がおきる。その結果、東の多くの企業が労働力を失つて倒産することになる。胴体着陸式でいけば（現実となつたシナリオ）、東の人々はハード・カレンシー入手できるし、賃銀格差も相対的に小さくなる。しかし現実におきていくようになると、東の多くの企業が競争力を失つて倒産することになる。すなわち、東の企業の競争力を維持しようとすれば、東の賃銀水準は西よりもはるかに低く抑えこまなければならず、東から西への大規模なÜbersiedlungがひきおこされる。東西の賃銀格差をなるべく縮小してÜbersiedlungを防ごうとすれば、東独企業の多くが競争力を失う。どちらがより大きな混乱をもたらすか、判断に迷

うところであるが、少なくとも一一の交換比率はしばしば喧伝されるほど経済合理性に反するということはなさそうである。というよりも、「経済的パフォーマンスの水準で大きな差異をもつ二つの経済が統合されると、均衡と調整のスムーズな道は不可能であるし、他方では、調整それ自体が政治的問題となる」のである。

旧東独地域の経済復興の困難さについては、木戸氏の引用するハリー・マイアーゲ以下のような極論を開する。「西独で新しい工場を建てるに、建築費を含め、労働者一人当たり二五万マルクのコストがかかる。東独の産業従事者は二五〇万人で、その八割に新しい職場をあてがうとして、五〇〇〇億マルクの投資が必要とされることになる。これは、西独産業の年間投資総額（一九七八年で七七六・六億マルク）を七年間ひたすら東独に注ぎ込むことを意味し、まったく実行不可能なのである。⁽³⁵⁾」この議論は旧東独地域の雇用創出のための経費を算出しようといふものであろうが、少なからず不可解である。まず旧東独地域の雇用創出経費算定の基礎として、なぜ西独で新工場を建設する場合の労働者一人当たりのコストが基準になるのか。雇用をつくるためには、必ず工場を建てなければならないというわけではない。二五

万マルクのコストが不变というのもおかしな話である。また東独の産業従事者二五〇万人の八割に新しい職場を与えるというが、それではこの二五〇万人は全員失業者なのであろうか。そしてマイアーゲは一人の雇用をつくるためにXマルクかかるから、一〇〇人の雇用をつくるためには一〇〇Xマルクかかるという計算をしているのだが、経済はそのように算術的に動くのではない。工場の建設過程あるいは工場ができるあと、二次的、三次的に追加需要、追加雇用が生まれるはずである。要するにマイアーゲは投資乗数効果をまったく無視しているのである。さらに西独産業の年間投資総額を七年間ひたすら東独に注ぎ込むというが、ではこの間旧東独地域の域内投資はゼロということなのだろうか。このようにマイアーゲ説は、雇用をつくるためには必ず工場を建てねばならず、その建設コストは不変で、投資に乗数効果なく、「東独の産業従事者二五〇万人」は全員失業しており、新連邦諸州の域内投資能力はゼロというあり得べからざる前提を、幾重にも重ねなければ成立しない。私は旧東独地域の経済復興を決して楽観するわけではないが、マイアーゲの議論は経済分析にはなっていないとわざるを得ない。だいいち、旧東ドイツ地域の経済再建費用など、そう簡

単に計算できるものではない。「西ドイツのヴァイグル蔵相は、ドイツ統一に必要とされる費用を予測する人は、占い師か詐欺師だといった、と伝えられている。⁽³⁶⁾」が、これは政治家の修辞が半分としても、言い得て妙である。

また木戸氏が引用しているペーター・クリストは、統一の利益はもっぱら西ドイツの資本家によって享受されているとして、つぎのように論じる。「東独での販路開拓で西独企業があげた利潤以外にも、統一を通じて西側は、(a)国の借金で賄われる東独再建政策が招來した高金利による四五〇億DMの利鞘、(b)西独在住の本来の所有者に対する土地や工場の返還による五〇〇億DMの資産増、(c)没収が確定した地所への補償による数十億DM、(d)旧両獨国境地帯の土地・不動産価格の倍増、(e)東独の自動車需要でもとの所有者に三〇〇億DM、仲介業者に三〇億DM等々、多大の利益を得た。⁽³⁷⁾」これも疑問の多い議論である。(a)については説明がないので確たることはいえないけれども、財政とくに税制をみてみる必要がある。金利の上下による受益者をそう簡単に特定することはできまい。それに連邦政府の高金利政策には、過剰流動性を吸い上げインフレを防ぎ、かつ外資を引き付け国内の資本不足を補うという目的がある。もしも高金利

だろう。

ドイツ統一の経済的側面に関する研究には、大西健夫氏、大野英二氏、貴志幸之佑氏、今野登氏、斎藤弘氏、出水宏一氏、藤沢利治氏、吉森賢氏などの諸論考がある。⁽³⁸⁾

大野氏の所有権問題に関する研究は、旧東独地域の経済再建を考える上でも、前述した新統一か再統一かという概念を問う上でも必読の文献である。斎藤氏の論考は統一によるドイツの財政負担がEC統合に与える影響について、藤沢氏の論考は統一一年後の東西両ドイツ経済について詳細な分析をおこなっている。私は門外漢であるから、ドイツ経済の現状分析や短期及び中長期の予測は経済学者やエコノミストに任せるとして、少し問題提起だけをしてみたい。新連邦諸州の経済状況は、確かにようない。しかしそれは統一のせいであろうか。しばしば指摘される物価の上昇と失業者の増大にしても、社会主義経済と市場経済の指標には比較可能なものと不可能なものがあり、価格と雇用は後者に属すると思う。いうまでもなく、市場経済の価格は交換価値を示すが、社会主義経済の価格は統制価格であり、帳簿価値しか示さない。したがって、現東独地域の物価はDDR時代よりも上がつたとも下がつたともいえない。そのような（東マル

クとDマルクの）直接比較をするならば、DDRで高値に統制されていた財の価格は大きく低下したことになる（表一）。現東独とDDRの物価は購買力で比較されなければならないが、表一によれば、低額に統制されていたDDRの財の多くはその表示価格よりも高かつたといえよう。ただし、社会の低所得層が彼らの収入に見合った質素な消費生活をおくるぶんには、DDRでの暮らしは安上がりだったのだろう。統一後のドイツの物価は上昇したというよりは、実勢価格を示すようになつたという方が適切であろう。それが東の市民には厳しいものなのである。経済的非合理性を長期間にわたり財政に負わせてきたDDRは、潜在的にインフレ状態だつたといつてもよいと思われる。

さらに確かに統一後、旧東独地域の失業者は増え続けた（表三）。だが彼らは統一によつて職を失つたのであろうか。換言すればDDR時代の雇用は雇用と呼べるものだつたのであろうか。WORKがあるから雇用といえるのであつて、仕事のない労働者を企業内に数多く抱えていたり、多くの労働者が国庫補助を恒常に受けない限り倒産するはずの赤字企業に雇われている状態を完全雇用とはいえない。DDRは実は大量の潜在的失業者を

表1 旧東西ドイツの物価

	旧東ドイツ		旧西ドイツ
	1988年(Ost M)	1990年7月(DM)	1990年(DM)
パン(1kg)	0.52	2.99	3.34
砂糖(1kg)	1.55	2.26	1.90
ミルク(1ℓ)	0.68	1.69	1.29
豚肉(1kg)	8.00	11.99	12.00
公共交通(バス)	0.20	0.20	2.17
シガレット(1箱)	3.20	3.35	4.20
バター(250g)	2.40	1.98	2.14
テレビ(1台)	4900	1598	1566
冷蔵庫(1台)	1425	892	573
洗濯機(1台)	2300	1358	1014

松田学「ドイツ統合について」『財経詳報』1802号(1990年)、11頁。

表2 旧東西ドイツ購買力比較

	旧西ドイツ		旧東ドイツ	
	価格(DM)	所要労働時間 時間 分	価格(Ost M)	所要労働時間 時間 分
パン(1kg)	3.18	0 10	0.25	0 5
バター(250g)	2.15	0 7	9.60	1 27
砂糖(1kg)	1.91	0 6	1.55	0 14
牛乳(1ℓ)	1.20	0 4	0.68	0 6
鶏卵(1個)	0.25	0 1	0.34	0 3
牛肉(1kg)	9.79	0 32	5.80	0 52
豚肉(1kg)	10.67	0 35	8.00	1 12
ジャガイモ(2.5kg)	2.47	0 8	0.43	0 4
チーズ(1kg)	11.98	0 39	9.40	1 25
コーヒー豆(250g)	4.47	0 15	17.50	2 38
ビール(0.5ℓ)	0.95	0 3	0.72	0 7
ブランデー(0.7ℓ)	14.62	0 48	14.50	2 11
褐炭(50kg)	20.55	1 7	1.70	0 15
家庭用電力(1kW/h)	0.31	0 1	0.08	0 1
カラーテレビ(1台)	1539.00	83 30	4900.00	739 4
冷蔵庫(1台)	559.00	30 20	1425.00	214 56
洗濯機(1台)	981.00	53 13	2300.00	346 54
郵便料金(封書1通)	0.80	0 3	0.20	0 2
放送受信料(1月)	5.16	0 17	2.00	0 18
電話料(1単位)	0.23	0 1	0.20	0 2
工業労働者賃銀(1時間)		18.43 DM		6.63 Ost M

Der Spiegel, Jg. 44 Nr. 15 (1990), S. 22.

内在させていたとみてよさうである。いざれにせよDDR経済の実態の把握は、きわめて難しい課題であり、専門家の手による今後の研究の進展が期待される。

表3 四半期別旧東ドイツ地域の失業者数
(Kurzarbeiterなどを含む) 1000人

	1990年	I	13	1991年	I	1909
	II	83	II	2116	III	2156
	III	906	IV	2058	IV	2058

Wochenbericht DIW (Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung) 19. März 1992, S. 134.

(3) 排外主義の台頭 とDDRのアイデンティティ

「ドイツ内務省が一三日発表した一九九一年度の反国家活動年次報告によると、ネオ・ナチを中心とする極右集団による難民、外国人襲撃事件は前年の五倍強の一四八三件に激増、三人が死亡し、七〇〇人以上が重傷を負った。極右の暴力行為は今年に入つても沈静化せず——七月で既に六五〇件の襲撃事件が発生、七人が死亡している。(ボン共同)」(毎日新聞一九九二年八月一四日夕刊) 報道が伝えるように、最近のドイツの排外主義は憂慮に耐えない。この方面について私が知る所は少なく、齊藤哲、柴山健太郎両氏の論考が参考になる。齊藤氏の論考は、一九九〇年に書かれた

ものだが、統一が進展していく過程で右翼急進主義が一定の勢力を確保する可能性を示した。⁽³⁹⁾ 氏の予見は現実のものとなりつつあるようである。柴山氏は東ドイツにおける右翼過激派の台頭について、ベンノ・フィッシュマー、ヴォルフガング・ブリュック、コンラッド・ヴァイスらの研究を紹介している。それによると、DDRにおける右翼過激主義はすでに一九八〇年代初頭から顕在化していた。その原因として、ブリュックはDDRでは、ファシズムの克服がおこなわれなかつたことを指摘し、フィッシュマーは「社会主義と国家が暴力を紛争処理と解決のための確実な手段として認めたことを挙げている。」ヴァイスは「ファシスト的な伝統路線は、人間的にも構造的にも、現在の社会主義国家の中に見出だされる。共産主義的なカードル(幹部)政党は民主主義の長所を助長しないで、新しい特權層による奴隸根性や党への服従の強制によって報いた。」⁽⁴⁰⁾といわゆる「現存社会主義」に対して手厳しい。これらの見解を検証するだけの知識は私にはない。その当否は、「冷静かつザハリッヒ」な東独史研究が進むなかで明らかにされるであろう。

ところで、現在東ドイツの人々はおそらくアイデンティティの喪失感に悩んでいて、そのこともネオ・ナチ

勢力の精神的温床のひとつになつてゐるのではないかと思われる。戦後ドイツ史に疎く、ましてDDR史の専門家でもない私がDDRのアイデンティティについて云々するのはおこがましいとは思うが、ドイツ統一を考えるとき避けては通れないテーマである。DDRのアイデンティティとして反戦、平和、反ファシズム、反帝国主義、社会福祉などの公式論が無意味であることは、もはやいうまでもないだろう。この点、木戸氏は「旧DDR市民の間には、「社会主義的祖国」への忠誠とは別の、非イデオロギー的な、愛郷心とでも呼ぶべき一体感が存在していた」と指摘している。イデオロギー色を排したところは評価できるが、「愛郷心」といえば、アメリカ人にもイギリス人にも西ドイツ人にもあるだろう。アイデンティティの概念に、多小とも独自性という意味を含意させるとすれば、「愛郷心」ではいささか曖昧ではないか。「DDRとともににある不正な政権が没落したというだけのことなのでありましょうか。それともドイツ人は向こうの東側で、彼らにとつて、そしてひょっとしたら西側にいる我々にとつても残しておくべき価値のあつたものを喪つてしまつたのでしょうか?」というミヒアエル・ハーバーマスはつぎのよう

に答えている。「制度的レベルには残す価値の有るものはないだろう。⁽⁴²⁾」このハーバーマスの言の当否は、簡単には判定できない。ここでは、この問答を参考にして私なりにまず「DDRのアイデンティティ」という言葉の概念を、「旧東ドイツに有形的、具体的、制度的に存在したもののが、東ドイツの人々にとつてのみならず、西ドイツの人々にとつても、統一ドイツに残しておくべき価値を有するもの」と定義する。とすればDDRのアイデンティティは、やはり社会主義に見出すべきだらう。DDRから社会主義を除去してしまえば、私のいう意味でのアイデンティティを見つけることは難しいと思う。このように考へるとき、宮島尚史氏のDDR労働法の研究は示唆的である。氏によれば、両独の法の統一に際して、旧東独の法が部分的に旧西独の法に取り入れられるという形で旧西独の法が改正される分野がある。つまり連邦政府も無視できないものが、DDRの法体系のなかにあり、それは社会主義労働法とその関連領域（家族、社会保険）である。⁽⁴³⁾制度と社会の実態とは、必ずしも一致するとは限らないが、それでもDDRのアイデンティティを考える時、このことは一つのヒントを与えてくれると思われる。

おわりに

ある人は、ドイツ統一は大地主と大資本およびその代弁者による「他人の困窮に乘じた失地回復、復権、一もうけ」であり、「今次の統一がもたらしたドイツ労働者大衆にとってのマイナスは、プラスをはるかに上まわる⁽⁴⁴⁾」という。またある論者は、ドイツ統一是「西ドイツ支配層の「第四帝国」への夢」を達成させるための前提である⁽⁴⁵⁾。他の論者は「ドイツ統一は独裁国家を一つ末梢したと同時に、新しい政治社会をめざす改革派の貴重なメッセージをも搔き消してしまったのだ。⁽⁴⁶⁾」といふ。三〇年後、五〇年後、ドイツ統一にこのような評価が下されるかもしれないし、異なった評価が下るかもしれない。それは今はわからない。したがってこれらの評定に対して、ここでは言うべき言葉を私はもたない。ただドイツ統一を否定する論者には、善玉・悪玉という構図が見えるような気がしてならない。悪玉はいうまでもなくコールであり、善玉はモドロウ、ギジイであり、ウルマンである。しかしどイツ統一という巨大なドラマは、まだ開幕したばかりであつて、これから何が出てくるかわからない。例えば、旧國家保安省の記録の公開が進み、

上記の構図の中で善玉、改革者と位置づけられていた人物が実は秘密警察の協力者だったということもあり得る。

私は現段階で、ドイツ統一を肯定もしないし、否定もしない。東西ドイツが統一したことは、ドイツ人にとって、あるいはヨーロッパ人にとつてよかつたのか、悪かつたのか、二〇世紀末という時点でのドイツ民族が再び一つのネーション・ステートをつくったことが、アナクロニズムなのか否か、そのような価値判断は全て後世の人々の手に委ねたい。小論執筆に際して参考した多くの論考を踏まえた上で、私が結語にかえて指摘できることは、以下の三点である。

(1) ドイツ統一は政治決定における多数決という民主政治のルールに従つておこなわれたのであり、善し悪しは別としてDDR国民多数の民意だった。

(2) DDR経済を復興させるためには、DDRの経済的、政治的環境をBRD、西欧諸国との間に合わせなければならず、そうなればDDRの存在基盤は大きく動搖する。DDR経済の抱える諸困難と社会主義経済圏の崩壊という国際環境をも考え併わせれば、ドイツ統一は多分避けられなかつたであろう。

(3) 統一後の連邦政府の政策に問題なしとはしないが、

新連邦諸州の経済的パフォーマンスは、基本的には社会主義体制下の積年にわたる構造的矛盾が顕在化した結果であり、統一がもたらしたものではない。

様々な議論が今後も続くだろうが、ともかく独立国家としての東ドイツの歴史は終わつた。『東ドイツの興亡』の著者星乃治彦氏はいう、(DDRが崩壊するまでは)「東ドイツにほとんど関心を示さなかつた人々が「判決」を下すのはどうも奇異である。⁽⁴⁷⁾」翻つて、私もまた、これまで東ドイツにほとんど関心をもたなかつた者の人であるが、「判決」を下そ、などという思い上りはない。また学問としての歴史学は、本来「原理的問題や価値選択問題などについて判断を下すには限界がある」。現在進行形の出来事に対しても、なおさらであろう。だから小稿では、能う限り価値判断を排したつもりである。どこまで果たせたかはわからない。大方の御批判、御意見を賜りたいと思う。

註

- (1) 小稿執筆に当たつて参考した邦語研究文献(翻訳は除く)は以下の通りである。相澤啓一「東ドイツの崩壊と文学」(『思想』七九九)、相沢幸悦『大ドイツ経済圏の台頭』(東洋経済新報社、一九九一年)、石田勇治「ドイツ統一と「東独改革」」(『歴史評論』四九五)、『東独円卓会

ドイツ(再)統一の評価をめぐつて

議の凋落』(『創文』三三二)、伊東孝之「未練学派の東独論」(『現代史研究』三七)、大西健夫編『ドイツの政治』、『ドイツの経済』、『ドイツの社会』(早稲田大学出版部、一九九二年)、「ドイツにおける統合と経済発展」(『社会経済史学』五八一)、大野英二「ドイツ統一と所有権問題」(『ドイツ文化・社会史学会会報』五)、「東独における所有権問題」(『思想』八一〇)、「ドイツ問題」と「民族問題」(『ユースティティア』一)、河上倫逸「ドイツ帝国の連續性、国土、国民・ドイツ「再統一」と「再私有化」問題(1)」(京都大学『法学論叢』一二二八一四・五六)、「ドイツ再統一と「歴史家論争」⁽¹⁾⁽²⁾」(『書齋の窓』三九九、四〇〇)、貴志幸之佑「統一ドイツの東西経済格差」(『経済セミナー』四三五)、木戸衛一「ドイツ民主共和国の自己破産宣告」(『世界』五四二)、「ドイツ民主共和国における歴史学の危機と「過去の克服」」(『歴史評論』四八四)、「東ドイツ」の歴史をめぐる諸問題」(『歴史研究』六三四)、「統一」一年後の東ドイツ」(『大原社会問題研究所雑誌』三九九)、「ドイツ新連邦州の現状について」(『西洋近現代史研究会会報』一一)、熊谷徹『ドイツの憂鬱』(丸善ライブラー、一九九一年)、経済企画庁調査局「統一の影響下におけるドイツ経済」(『經濟月報』一九九二一七)、今野登「統一ドイツの現状について」(『武藏大学論集』三九一四・五・六)、斎藤哲「西ドイツにおける右翼急進主義の展開・共和党を例に」(明治大学『政經論叢』五九一・二)、斎藤弘「ドイツ統一のコストと最近の欧州問題」(『経済セミナー』四五七)、

笛本駿二「ドイツ統合の完成者ヘルムート・コール」（岩波書店、一九九一年）、柴山健太郎「統一ドイツを搖るがす極右過激主義の新しい波」（『経済評論』一九九一―一五）、垂水節子「ドイツ統一・「静かな革命」の素顔」（『現代フォーラム』五）、高橋進「ドイツ外交の新たな試練」（『潮』一九九一―一二）、坪郷実「統一ドイツのゆくえ」（岩波書店、一九九一年）、出水宏一「困難さに直面するドイツ経済」（『国際問題』三八九）、内藤道雄「作家の問題としてのドイツ統一」（『ユスティティア』三）、仲井斌「ドイツが一つになる」（日本放送出版協会、一九九〇年）、「ドイツはまだひとつではない」（『世界』五六二）、「混乱期のドイツ内政を読む」（『国際問題』三八九）、日本開発銀行国際業務部編『正念場のドイツ経済』（日刊工業新聞社、一九九一年）、伴拓郎・日本興業銀行調査部編『検証ソ連・東欧の経済改革』（日本経済新聞社、一九九一年）、姫岡とし子「ドイツ統一と女たち」（『立命館国際研究』三一）、廣渡清吾「ドイツ統一に関する覚え書き・法律家の一考察」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』四二一三）、藤澤利治「統一一年後ドイツ経済の現況と問題点」（新潟大学『商学論集』二四）、星乃治彦『東ドイツの興亡』（青木書店、一九九一年）、「未練学派」のオブティミズム」（『現代史研究』三八）、三島憲一『戦後ドイツ・その知的歴史』（岩波新書、一九九一年）、宮崎俊明「東ドイツ教育の終焉⁽¹⁾」（鹿児島大学教育学部研究紀要『教育科学編』四二）、宮島尚史「ドイツ統一に見られる社会主義の遺産とその発展について・労働法、社会保

- 障の角度から」（『ユスティティア』三）、「ドイツ統一（編入）における労働者の諸権利と生活について」（学習院大学法学部『研究年報』二六）、吉澤昇「旧東ドイツ地域の教育改革」（『世界』五五九）、吉森賢「ドイツ統一と経済・その国内的、対外的影響」（『国際問題』三六八）。
- (2) 前掲「ドイツ帝国の連続性、国土、国民」一八九頁。
- (3) 前掲「統一」一年後の東ドイツ 四九頁。
- (4) 前掲「未練学派の東独論」五九頁。
- (5) 前掲「大ドイツ経済圏の台頭」一二三頁。
- (6) 前掲「ドイツ民主共和国の自己破産宣告」二四三頁。
- (7) 前掲「東ドイツの興亡」一七三頁。
- (8) 前掲「未練学派の東独論」六〇頁。
- (9) 前掲「ドイツ統一（編入）における労働者の諸権利と生活について」三六頁。
- (10) 前掲「ドイツ統一と「東独改革」」九六頁、「東独円卓会議の凋落」一五頁。
- (11) 広部和也「内政不干渉義務の成立と変容」（『国際問題』三一八）、薬師寺公夫「人権外交と国内事項不干渉の原則」（『国際問題』三一八）。
- (12) 前掲「ドイツ統一と「東独改革」」九八頁。
- (13) 憲法草案の内容については、前掲「ドイツ統一と「東独改革」」九七―九八頁、前掲「「ドイツ統一（編入）」における労働者の諸権利と生活について」六一―六五頁、前掲「ドイツ統一に関する覚書・法律家の一考察」九三一九九頁を参照。
- (14) 前掲「統一ドイツのゆくえ」四四頁。

(15) 前掲「ドイツ統一と「東独改革」」九六頁。

(16) 前掲『ドイツの憂鬱』一五二頁。

(17) 前掲「ドイツ新連邦州の現状」〇三〇七頁。

(18) Walter Schmidt, "Nationalgeschichte der DDR und das territorialstaatliche historische Erbe", in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, Jg. 29 H. 5 (1981), S. 400. ^{参照}

前掲『東西ドイツの歴史』一〇九頁。

(19) W・カハペーター、加来祥男訳「統一後の東西ドイツ経済の崩壊(上)」(『経済セミナー』四四五)五九頁。

(20) 同上 五九一六一頁。前掲『検証 ノ連・東欧の経済改革』一〇一一一〇六頁。

(21) 奥村茂次他編『アーティ世界経済』(東大出版会 一九九〇年)一六七、一六九、一七四頁。

(22) 前掲『検証 ノ連・東欧の経済改革』一六頁。

(23) 石田昌征編『ノ連・東欧経済事情』(有斐閣 一九八一一年)一〇〇頁。

(24) 木戸翁『激動の東欧史』(中公新書、一九九〇年)一〇五一〇六、一七二一頁。

(25) 前掲「統一ドイツの東西経済格差」八四頁。

(26) 前掲「統一の影響下におけるドイツ経済」一一四頁。

(27) Günter Grass, "Kurze Rede eines vaterlandslosen Gesellen", in: *Die Zeit* 9. Februar 1990.

(28) H・A・ガイハクラー、後藤俊明訳「戦後からの決別・ドイツ統一と闇やみ省察」大野英一「解題」(『思想』七九九)、四四頁。

(29) 沼尻勲「ドイツ社会主義統一党(SED)と社会民主

ドイツ(再)統一の評価をめぐらし

主義一九四五—一九四六年」(青山学院大学『史友』一一一)

一〇一頁。

(30) Karl D. Erdmann, "Vierzig Jahre Bundesrepublik geteilte Nation im geteilten Europa", in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, Jg. 41 H. 5 (1990), S. 270.

(31) 前掲「未練游派」のナウトマニッシュ六四頁。

(32) 前掲『ドイツの経済』四五頁。

(33) カハペーター 前掲論文五六一五七頁。

(34) 同上

(35) Harry Maier, "Integrieren statt zerstören. Für eine gemischtwirtschaftliche Strategie in den neuen Bundesländern", in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 12. Juli 1991, S. 7. ^{引用は前掲「ドイツ新連邦州の現状」〇三〇七}

頁。

(36) 前掲「ドイツ統一と経済・その国内的、対外的影响」一七頁。

(37) Peter Christ, "Das Land der zwei Geschwindigkeiten" in: *Die Zeit*, 3. Oktober 1991. ^{引用は前掲「統一」一年後}の東西ドイツ五五一一五二一頁。ただし原文は筆者未見。

(38) 註(一)を参照。

(39) 前掲「西ドイツにおける右翼急進主義の展開」一一四一五一五頁。

(40) 前掲「統一ドイツを揺るがす極右過激主義の新しい波」四五一一四八頁。

(41) 前掲「統一」一年後の東西ドイツ六〇頁。

(42) ハーバーマス、バー、河上倫逸訳「規範性を欠いた

「ドイツ統一」(『ユスティティア』三) 一八五頁。

(43) 前掲「ドイツ統一に見られる社会主義の遺産とその発展について」二三三一—二三六頁。DDR労働法典の詳細については、宮崎鎮雄、鈴木浩「ドイツ民主共和国労働法典・解説と条文(1)—(8)」(愛知大学国際問題研究所『紀要』七〇—一八六)を参照。

(44) 前掲「ドイツ統一(編入)」における労働者の諸権利と生活について」二八頁、「ドイツ統一に見られる社会主義の遺産とその発展について」一二四頁。

(45) 前掲『東ドイツの興亡』一九五一—一九六頁。

(46) 前掲「ドイツ統一と「東独改革」」九九頁。

(47) 前掲「ドイツ統一と「東独改革」」九九頁。

(48) 前掲『東ドイツの興亡』まえがき

(49) 前掲「ドイツ再統一と「歴史家論争」(2)」一一六頁。